

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成25年3月1日に不適合管理委員会で確認した不適合事象は、下記のとおりです。
なお、不適合管理委員会で確認した事象の内容から、審議時点で想定する対応(点検、修理、調査等)などを付記しております。

1. GIグレード 0件
2. GIIグレード 0件
3. GIIIグレード 5件

NO.	号機等	不適合事象	備考
1	3号機	原子炉補機冷却海水系ポンプ(E, F)の点検時、分解部品の浸透探傷検査において判定基準を超える指示模様を確認した。当該部品を修理。	
2	その他	No. 1ガスタービン発電機制御車燃料移送ポンプ入口配管接続部より油のにじみを確認した。当該接続部を修理。	
3	その他	荒浜側補助ボイラー1A溶存酸素計の指示不良を確認した。当該計器を点検・修理。	
4	その他	荒浜側焼却設備2階(管理区域)でコンセントの破損を確認した。当該コンセントを点検・修理。	
5	その他	荒浜側洗濯設備設備の保守デスクディスプレイに表示不良を確認した。当該ディスプレイを点検・修理。	